

リアンデンタルクリニック施設基準について

当院の施設基準の届出について

リアンデンタルクリニックでは、患者様に安心・安全で質の高い歯科医療を提供するため、厚生労働省が定める基準に基づき、必要な設備・診療体制を整え、以下の施設基準等について届出を行っています。

 1. 医療DX・診療情報の連携電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2（歯医DX 2）

第269号電子的な診療情報を活用し、必要に応じて他の医療機関等との情報連携を行える体制を整えています。

医療DX推進体制整備加算（医療DX）

第1054号マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認等を活用し、患者様の診療情報や薬剤情報等を診療に活用できる体制を整えています。令和8年度の制度でも、電子的な歯科診療情報の連携や医療DXの推進が進められています。

 2. 医療安全・感染対策初診料（歯科）の注 1 に掲げる基準（歯初診）

第968号院内感染防止や医療安全に必要な設備・体制を整え、適切な歯科診療を行っています。歯科外来診療医療安全対策加算 1（外安全 1）第526号患者様に安全な歯科医療を提供するため、医療安全に関する体制を整備しています。

歯科外来診療感染対策加算 1（外感染 1）

第543号院内感染防止対策を適切に行うための体制を整えています。

 3. 全身状態に配慮した歯科治療歯科治療時医療管理料（医管）

第347号全身的な管理が必要な患者様について、必要に応じて血圧・脈拍等の状態を確認しながら、安全に歯科治療を行います。在宅患者歯科治療時医療管理料（在歯管）

第141号在宅で療養されている患者様に対して、全身状態に配慮した歯科治療を行える体制を整えています。

 4. 口腔機能の維持・改善口腔機能実地指導（口実地）

第243号患者様の「食べる・話す・飲み込む」などの口腔機能について確認し、必要に応じて実際の生活場面に即した指導を行います。

歯科口腔リハビリテーション料 2（歯リハ 2）

第124号口腔機能の回復・維持・向上を目的として、患者様の状態に応じたりハビリテーションを行います。

5. 訪問歯科診療 歯科訪問診療料の注16に規定する基準（歯訪診）
第735号通院が困難な患者様に対し、ご自宅や施設等へ訪問して歯科診療を行える体制を整えています。
6. 口腔粘膜の治療 口腔粘膜処置（口腔粘膜）
第384号口腔粘膜に生じる疾患等に対して、適切な診断・処置を行える体制を整えています。
7. 歯科医師と歯科技工士の連携 歯科技工士連携加算 1（歯技連 1）
第230号歯科医師と歯科技工士が連携し、患者様のお口の状態や治療内容について情報共有を行い、より適切な補綴物の製作につなげています。
歯科技工士連携加算 2（歯技連 2）
第112号歯科医師と歯科技工士が連携し、補綴物の製作に必要な情報を共有することで、患者様一人ひとりに適した補綴治療を行える体制を整えています。令和8年度からは歯科技工士連携加算の施設基準も見直され、歯科技工士との連携体制や負担軽減・処遇改善に関する体制整備が求められています。
8. デジタル技術を活用した歯科治療 光学印象（光印象）
第142号口腔内スキャナー等を使用して、お口の中をデジタルデータとして読み取り、補綴物の製作等に活用しています。
CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー（歯CAD）
第995号コンピューターを利用して設計・製作するCAD／CAM技術を活用した冠やインレーによる治療に対応しています。令和8年度診療報酬改定でも、歯科診療のデジタル化が進められています。
9. 歯周組織の再生治療 GTR（歯周組織再生誘導手術）（GTR）
第147号歯周病によって失われた歯周組織の再生を目的とした治療に対応しています。※適応となる患者様の状態を診断したうえで、治療の可否を判断します。

10. レーザーを用いた治療レーザー機器加算（手光機）

第352号当院では、歯科治療に使用できるレーザー機器を備えています。患者様の状態や治療内容に応じて、レーザーによる処置を行うことがあります。「手光機」はレーザー機器加算の施設基準を示す略称です。厚生局の令和8年度施設基準一覧でも、「手光機 → レーザー機器加算」とされています。

11. 補綴物の維持管理クラウン・ブリッジ維持管理料（補管）

第1522号当院で装着したクラウン（被せ物）やブリッジについて、装着後も状態を確認し、できるだけ長く使用していただけるよう維持管理を行っています。

12. 歯科医療従事者の処遇改善歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5（歯外在べⅠ注）

第304号歯科医療に従事するスタッフの処遇改善を行い、安定した歯科医療を継続して提供できる体制づくりに取り組んでいます。

歯科技工所ベースアップ支援料（歯技べ）

第143号連携する歯科技工所の従事者の処遇改善を支援し、歯科医療を支える人材の確保・定着につなげるための取り組みを行っています。令和8年度からもベースアップ評価料に関する制度が設けられています。

患者様へのメッセージ当院では、単に歯の治療を行うだけでなく、「安心して通える歯科医院」「安全な歯科医療を提供できる歯科医院」「患者様のお口の健康を長期的に守る歯科医院」を目指しています。医療安全・感染対策をはじめ、デジタル技術の活用、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士等の連携を通じて、患者様一人ひとりに適した歯科医療の提供に努めています。今後も地域の皆様のお口の健康を支え、「歯科医療を通じて患者様との絆を深め、地域に貢献する」歯科医院を目指してまいります。